■　令和８年度　第１回児童福祉専門分科会

日　時：令和８年８月３１日（月）
会　場：市役所６階　第４委員会室

（会長・副会長の選出の後、児童養護部会運営要綱の一部改正について説明）

（田邊委員）
虐待ではないんですけどひまわりでこどもがやんちゃしてて聞きようによってはパワー的な言葉が出てるというのをちらちら聞くので、そこはどうなのかなと思いました。

（事務局）
今ほど委員会のご質問でございますが、こちら表記が保育等となっておりますけども放課後児童クラブの方も対象となりますので、もしそういった案件が措置虐待という形に当たるようであれば、養護部会での報告を受けて、その対応の是非等についてのご意見等いただくような形になります。案件が手が出てしまったなど、どういうものかということにもなってきます。

（田邊委員）
ちょっと前に資料として私のところ頂いて､こういう法改正があるんだなという認識の中で、近くの小学校でこういうのがあるんだよという話しをした時に具体的に言いますと、笹口小学校はひまわりクラブとあのホットハウスっていうのが、学校との隣なんですよ。そうすると学校解放の方のコーディネーターの方がひまわりの職員の方のやり取りがすぐ聞こえるんだよね。で、その中でたまにそんなの聞くよね。みたいな話があって
こういうのは今度通知義務があるかもしれないよ。みたいな話はちらっとしたんですけど、いまはそんなでもないレベルなんで、あまり具体的にどうのこうっていう話ではないです。

（事務局）
委員会のお話でございますけども、児童虐待ということで、周りがもしそこが本当にその虐待のあるかどうかは別としてちょっと心配だという話であれば、もちろん通報とかご連絡いただくことで、そこの対応はもちろんこちらではできると思いますので、ケースによってはあの児童養護部会の方に報告をさせていただくことにもなりますし、その辺のところの状況

を、その時その時に確認をさせていただきたいと思います。

（堀井委員）
すみません、あの私の方からも確認なんですけども今のような放課後児童クラブ、学校の中で起こることについても、通報の窓口は市役所ということで、教育委員会とかではなくて市役所ということでよろしいでしょうか？

（事務局）
はい、今回のですね、児童養護部会の方にかかってくるものとしましては、特別支援学校幼稚部というものもあるんですけども、これは教育委員会の範疇になりますので、児童養護部会には入ってまいりません。
また、いわゆるもう小学校、中学校の活動時間、学校の所管時間の中で起こるものについても教育委員会の範疇になりますので、児童養護部会の対象にはならないというども思っております。

（田邊委員）
あのもう　1　点なんですけど、先ほど窓口は教育委員会ってことがあるんですけど、まあ民生委員の立場からと言いますか、民生委員の方はどちらかというと高齢者が対象にやられてて、高齢者部会って言うと、地域包括センターがあるじゃないですか、結構そこに連絡すると、次に行政に繋ぐという役ができるんですけど、こどもに関するその窓口と言いますか、相談口がですね、教育委員会とか非常にもうハードルが高くなっちゃって、あの何て言うんだろうな、こどもに関する相談がちょっと敷井が高いみたいなところがあるように感じるんですよ。それを感じてるんで対策と言いますか、いい案があればなという風には思います。

（事務局）
はい、今そのこども関係の相談、それからつまり通告通報というところになりますけども、私どもの基本の窓口としましては、各区役所にありますこども家庭センターを主で考えております。ただ委員おっしゃる地域のところという話になりますと確かに高齢福祉ですとか、そういったところと比べるとあの勝つというものはちょっとないというところにはなりますが、もちろんこども家庭センターの方につきましては、学校において何かあった場合でも、こども家庭センターで通報なりの受け口にはなっておりますので、今の基本的な窓口として区役所、健康福祉課の中にございますけども、こども家庭センターっていうところの存在を

見ていただければありがたいなと思っております。

（田邊委員）
今後はですね是非高齢者のような地域包括とかですね、そんな位置づけのところができればなあとこども関連で、結構今の中では地域包括で。それこそ、各地区の民生委員の定例会なんかにも顔を出していただいて、結構気軽に話ができる関係にあると思ってるんですよ、こどもに対しての色々な話ができる、そういう方が身近にいればまた変わってくるのかなとは思います。

（事務局）
はい、ご意見としていただきます。ありがとうございます。

（細野委員）
せっかくなのでちょっとお聞かせいただきたいんですけども、虐待の部分でこれに完全にこの通報の部分ではないんですけど、事前の部分で言うと虐待防止のところで、各保育所とか幼稚園、認定こども含めて、低年齢のこどもたちを守るための取り組みというのは、こども未来部全体としてどういう取り組みをしているのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

（事務局）
はい、こども園、保育園等に関しまして、0 歳児からお預かりしておりますので、まずは職員への周知、それから研修、実際にこの通報義務の制定を受けまして実施しております。
市立園はともかく、私園も含めまして国が示しておりますガイドラインについて、説明をまずは園長会などを通じて、そして区でもって、保育園やこどもなどの方が集まっていただくそういう会を設けておりますので、そういうところでも研修を実施しております。
残念ながら令和 7 年 12 月に一律員で虐待の事案が発生いたしました。新聞の報道にもありましたけれども、保育士ではないんですが、保育の補助に入っております職員がお子さんに対して「パチンとこの手が悪いとか」、走り抜けていたものに、「この足が悪いよ」という風に叩いてしまったという案件がございました。今の国が示しますガイドラインではこう叩くという行為はあのこどもの行動を抑制するというものの手段には使うものではないという風に明示されておりますので、明らかなる虐待ということで、新潟市が対応させていただきまして、それを受けまして全市まずは研修を支援課の方から実施させていただき、市立全園

が受講したところでございます。
そのガイドラインのさらなる周知というところで、私立園に対しましてもガイドラインを再度見直していただくということで周知をしておるところでございます。その後、今年度に入りましても保育園、子ども園などを中心とした研修を実施しておりまして、今、新潟市ではそういう個別の研修、虐待防止というところの観点だけではなくて、日頃の保育の中でも保育の積み重ねで結局は、好ましい保育が提供できるのか、あるいは好ましくない保育というところも、もしかすると積み重ねの中であるからということで日頃の保育を見直して自分たちの保育を振り返るというところにとても重きを置いております。
拠点を中心といたしまして、公開保育ということで日頃の保育を様々な方に見ていただいてそのフィードバックを話合うなどで、保育士の気づき、こどもにとってよりよい保育にするためにはどうしていくのか、を考え積み重ねていくことで虐待防止の徹底を図っているところでございます。また、その他新潟市内こども支援センターと言いまして、未就学未就園のお子さんを中心として、お子さんと一緒に通っていただいている、センターございますけれども、そのようなところのお母さんとかこどもさんの様子の中から、もしかすると虐待につながりうるようなものが見られるんじゃないかとか。お子さんの中でもしかすると虐待を受けている兆候が現れているんじゃないかなどという心配なところがありましたら、こども家庭センターなどで子育てに関する支援をしているものがあるようなという機会を情報としてお伝えするなんてこともしております。この 10 月から一律のこども子育て支援センターにつきましては、相談窓口の機能を強化しまして、こども家庭センターとの連携を強めていくような動きをしておりますけれども、そういうちょっとした兆候とか、保護者からのメッセージを受け取れるような、ちょっと相談機能の強化を図っていくことで、虐待の防止などにも努めていきたいと思っております。このようなところでどうでしょうか。

（事務局）
はい、あと例えば学校となりますと養護児童対策協議会、いわゆる養対協と呼ばれておりますが、ここで定例的に区役所の方で開催しておりまして、関係機関との連携の強化には努めております。
今年度も代表者会議を私どもが開催させていただいておりますが、その中でも今後の連携につきまして確認をさせていただいておりますので、そういったところを活用して虐待防止に努めてまいりたいと思っております。

（堀井会長）
はい、他に坂上委員、取り組みとして何かありますか。

（坂上議員）
これ多分見てもらう施行が去年の 10 月なんですけど、はいこれはかなり昔からありまして で、今まで多分保育所で虐待がないっていう設定で、多分この児童福祉法が作られたと思うんですけど、それを他に合わせたというようなことで、多分メディアでも色々こう取り上げられてたので、そんなのもありながら、厚労省の頃から多分その話出てまして、それがこう制定されて施行されたというような形だと思うんで、基本的に前は不適切保育ということで話題になってたんですが、その不適切保育が全てもう虐待というふうに見られるので確かに課長言われたように、私北区なんですけど、北区でも公私立の園長が集まったところで、そんな研修だったり行われてますし、多分もうだいぶ経ってるのでかなり各園で園長の方から色々注意事項行っていると思うんですが、ただなんとなく私の予想なんですけど、やっぱりあの結構昭和の学校じゃないんですけど、多分そういう癖はあるんだろうなというのがあるんですけど、私やっぱりその時に、やっぱり暴力っていうか、叩くことによってやってもあまり意味がないっていうことで、私は一応職員にはそんな風に聞かせてるっていうか話はしてるんですが、ただ私は本当危険な時は飛び出しようがないんですけど、手を引っ張ったりとか、危険を回避するためには必要だと思うけど、それ以外はあまり大きな声とか出さないようにって言うんですけど、やっぱりうるさかったりすると、大きな声になったりとか誤解されるようなところもあるので、ちょっとギリギリっていうか、本当ケースバイケースで、何でもない時にでかい声出せばやっぱ虐待だと思いますし、うるさいところでやっぱ注意を引くっていう時はやっぱでかい声だったりとかするんで、本当その人の取り方にもよって変わってくるかなっていう風に感じるとこあるんでちょっと難しいんですが、ただやっぱり暴力だったり、給食とかもやっぱり時間が決まってる中でこどもたにち食べさせるっていうことで、今までだと、一口食べてとかっていう感じで言ってると思うんですけど、それもまた嫌がったりするお子さんもいるんで、うちの園ではトラウマを作らないように心がけてるので、一応こどもたちの意見を尊重しながらで、ただそうすると、保護者からも誤解があるので、ここは多分すごく難しいところだと思うんですけど、園で色々説明してもなかなか理解してもらえない保護者も結構いるっていうのと多分これ園の方とかの施設の虐待なんですけど、逆にあの保護者からの学校も最近カスハラ、いろんなお店とか言ってもカスハラのポスターが貼ってあると思うんですけど、やっぱちょっと勘違いされてる方、保護者の方はやっぱりそれが勝つような感じで、多分学校の先生もそうだし、保育士だったり、保育教諭の

方もかなりやっぱ強い言葉で言われると、皆さん心を病んでで、多分学校だと公務員の方が多いと思うんで給食とかだと思うんですけど、私たちのとこだとやっぱそのまま辞めてしまうパターンもあるので、多分これから国の方もカスハラ言ってくると思うんですけど、そのまた両方も必要かなっていうか、施設で行われたのは絶対ダメなんですけど、ただ家庭だったり、保護者の勘違いみたいなところのカスハラみたいなのも、やっぱりこれからあの皆さんも知っていただきたいな。という風には思います。

（堀井会長）
これについてはあま市の方もねこども家庭センターや養護児童対策協議会を中心にしながら、保育士会もこの法律改正の前々から、きちんと意識を持って対応しているという状況の中で確かに難しいですが、親の体罰禁止も昔はしつけということで、親の体罰が禁止される法律ができたり変わってきてますのでね、これを積み重ねながら、こどもたちの福祉が図られるようになればなと思います。

（田邊委員）
虐待ということになると、事件事故とかですね、命に関わるような事例もしますし、あの家庭内の虐待ということについてですね、難しいだろうなと思いながらも、やっぱり今保護者になられてる方が自分がこどもの時に虐待を受けて､それが自分のこどもができた時につい、やられていたことをこどもにやっちゃってるというか、要は、負のサイクルが減らないというかね、虐待とかいじめなんかが全然減らないというところは、虐待やいじめが減らない要因の人ではないかなみたいな話も色々なところで聞くのですけども、本当命に関わるような虐待なんていうのは家庭内で起きてることが多いという風に思ってて、やっぱりその家庭内に起きる虐待に対してなんか次の一手と言いますか、そこではどのように感じてますか。

（坂上委員）
はい、多分学校だと服で見えないところのがなかなか難しいと思うんですけど、保育所とかだと特に未満児の方は着替えあったり、おしめを交換する時があるんで、その時に不自然な傷があった場合は、あの写真を撮って所の方に連絡するとか、やっぱちょっと怪しい感じの傷があったりすると、やっぱりそれ逆にまた通報義務があるんですが、ただ施設に通ってないお子さんはやっぱなかなか難しいかなというところがあると思うんですけど、とりあえず施設に通ってるところはいつもと違うとか､その辺のところの観察とは言わないんですけど、一応記録として報告するようになってます。

（事務局）
家庭で起きる虐待対策への一手ことなんですけども、どうしても児童相談所は、どうしても今虐待をされた方に対して対応するっていうことになるんですけど、それが逆に 2 度 3 度って起こらないような形で、例えば関係者。それから場合によっては、ご本人とかご家族も交えてこういった形で例えば会議をして、どういったところが課題で、それに対してどういったサービスとか支援ができるかっていうところを共有化して、それでもってあの経過を見ていくっていうのが一つとしてあるかと思います。
このような形で様々なそれこそケースバイケースになるかもしれませんけど、この過程に対してどういうことが必要なのかっていうところを関係者と共有化しながら、その対策に役立てるというか支援していきます。

（堀井会長）
はい、ありがとうございました。親の体罰とか、日本で親の体罰禁止がされたのが世界で 53 番目だそうです。親の体罰禁止の法律ができたので、やっぱりもう 10 年とか 20 年前に体罰禁止している世界の各国があるんですけども、やっぱりドイツだったり他のところでもその法律が改正されるまでは少しぐらい、しつけのために少しの体罰は許されるという風に思ってた方が 80% とか 70% いる中で 、20 年、 30 年経ってくると、そのやっぱり体罰容認派がかなり減って、 20%、 30% とかになってくるんで、やっぱりまだね、もう少し時間がかかるかもしれませんけれどもすこしずつでもこどもの福祉のために進んでいければなという風に思います。

（坂上委員）
多分私たちの現状でいくと、特に小学校から上のお子さんとの保護者の関係なのか。そこで園の方に問い合わせがあったり、園ではよく児相から直接電話で多分園では特に問題ないんですけど、確認というような感じであの通報があったんでということで色々そのお子さんの様子だったり、聞かれる時があって、多分、児相もかなり動いてやってもらってんじゃないかなという風に私は個人的に思ってます。

（事務局）
はい、こども政策課です。先ほど幼保支援課長、児童相談所の方からもお話ありましたけれども、事象ができて、それに対して対応していくこともちろん必要なことですし、そういった事象を今後 2 度と同じことを発生させないということで、研修なども強化していく必要

があると思います。
それと、もう 1 つは今親御さんの対応を何度もあのお話出ましたけれど、細野議員いらっしゃいますけれども、新潟市におきましては、新潟市こども条例というものを議員提案で制定していただきました。こどもには権利があるんだとその権利をしっかり、大人もこどもも認識できるように、今後力を入れて普及啓発に努めていかなければいけないと思っているところです。現状、条例制定からの施行から 4 年経ちましたけれども、こどもたちへは学校の使用しているタブレットなどを通じたり、またパンフレット、リーフレットなどを配らせていただいて、自分たちにはこどもの権利があるんだと、それを守らなければいけないんだということを理解していただけるように取り組んでいるところでございますけれども、大人に関してはなかなかそういったものがあるということが認知されていないところもあると思いますので、こどもの権利推進委員会という付属機関ございますけれどもそこも大人に対する普及啓発っていうのが課題としてあるなというお話をいただいてます。私どももそういった委員の皆様、市民の皆様のご意見に真摯に受け止めまして、大人もこどもも人権があるということをしっかり伝えていくことによって虐待ですとか、そういったものが少なくなるような、社会を作っていく必要があるという風に認識しておりますので、また皆様方からの、お力添えをいただきながら、普及啓発に取り組んでいきたいと思いますので、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

（細野議員）
皆さんのお話聞いてまして少し思ったんですけど、この一部改正が行われてこれがこうなります。よって、各施設とかに周知が行くのかなと思うんですけども、そのところで先ほど池田課長もおっしゃってくださいましたけど、こどもの権利っていうことで、こどもが中心なので、やはり多くのどんなこども関連施設でも、虐待ってのは起こっちゃいけないんだというところが当たり前のことだと思うんですけども、せっかくこういうので、一部改正で、あの当たり前の流れで来たのかもしれませんが、こういう機会のようなきっかけがあるので、ぜひ園とか施設の中で、その職員がっていうだけじゃなく、先ほども話ありましたけども、保護者とかいろんな関わる大人の方がそこにいるこどもたちをしっかり、１人の人として認めて人権を守っていくと、そういう形の中で周知っていうのを少し考えていただきたいなっていう、虐待はダメですよ、なくしましょうよ、一緒にっていう一部改正があったので、そのきっかけっていうか、またこう周知できる体制ができたので、そこのところであの皆さんがお話したような思いを少し広めにあの周知していただくってのも 1 ついいのかなと思いました。

（堀井会長）
はい、こどもの権利ですからね。そうですね。と思いました。事務局の方いかがでしょうか。

（事務局）
たくさんのご意見ありがとうございました。あの委員の皆さんがおっしゃられる通りだと思いますので。ひと時に課題が解決することはなかなか難しいとは思いますけれども、小さなことを、コツコツと諦めずにやることで、こどもの権利が守られるように虐待がなくなるような、世の中にしていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

（堀井会長）
他にございませんでしょうか。ありがとうございました。それでは進行を事務局に戻したいと思います。

（事務局）
皆様ありがとうございました。最後に事務連絡をさせていただきます。次回の事業福祉専門分科会の開催につきましては、通常年度末、3 月頃を予定しておりますが、日程等につきましては、また改めて事務局よりご連絡申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和 8 年度第 1 回新潟市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を終了させていただきます。本日は貴重なお時間をいただきましてありがとうございました。